

あま市まちづくり委員会について

1 パートナースイップによる協働のまちづくりとは

本市では、「協働」という手法を活かしたまちづくりを推進しており、まちづくり委員会では、「協働」を広く市民に浸透させるための具体的な方策等について議論を重ねています。

(1) 本市における協働とパートナーシップの位置付け

① 協働

同じ目的のために役割を分担し、かつ、補完し、共に協力して働くこと。

② パートナーシップ

市民、地域組織、市民活動団体及び事業者並びに市が、対等な立場で協力し、かつ、連携し、役割や責任を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係。

※ 「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例(平成24年4月施行)」(以下「パートナーシップ条例」という。)より引用。

(2) 協働のまちづくりが求められる背景

- ① 多様化・高度化する市民ニーズへの対応
- ② 地方分権の進展と自立したまちづくり
- ③ まちづくりへの参画意欲の高まりと社会貢献活動の広がり

(3) 協働により期待される効果例

例① 市民にとって、自己実現や生きがいを得るための機会、場所が増える。

例② 地域組織にとって、住民自治の充実が図られ、住み良いまちづくりにつながる。

例③ 市民活動団体やNPO法人等にとって、活動への社会的理解や評価が高まり、社会的使命を効果的に実現できる。

例④ 事業者にとって、公共サービスの充実に貢献することで社会的評価が高まる。

例⑤ 行政にとって、多様化する市民ニーズに対応し、市民の視点に立ったサービスが提供できる。

※ ただし、「協働」はまちづくりのための一つの手段であるということに注意する必要があります。

(4) 第2次あま市総合計画における協働の方向性について

基本目標Ⅶ 交流と連携により成長するまち

施策1 市民と育てる協働のまちをつくります。

施策3 多様な主体の交流による賑わいと活力あるまちをつくります。

※ 基本目標Ⅶについては、基本目標Ⅰ～Ⅵまでに定める施策を進めるうえにおいても、その考えを横断的に反映させ、推進します。

2 あま市における協働のまちづくりの取組み

(1) あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例の制定

パートナーシップ条例は、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者並びに市が、パートナーシップによるまちづくりを推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特色を活かした活力ある住み良い地域社会に寄与することを目的に制定されました。

(2) まちづくり委員会の設置

パートナーシップ条例の目的を達成していくために、施策推進手段の一つとして「まちづくり委員会」を設置しています。

●まちづくり委員会での調査・審議をもとに市へ報告、又は提出された成果物等。

期数	実施年度	報告書または成果物等
第1期	平成24年度～平成25年度	あま市市民活動センター設置・運営に関する提言書
第2期	平成26年度～平成27年度	あま市みんなでまちづくり市民活動協働ガイドブック
第3期	平成28年度～平成29年度	協働の裾野を広げる取組－友だちの輪でつながる協働－
第4期	平成30年度～令和元年度	あま市みんなでまちづくり市民活動協働のガイドブック「Jr版」、「Young版」、「協働までの道しるべ」
第5期	令和2年度～令和3年度	協働のためのルールブック
第6期	令和4年度～令和5年度	協働を通して実現したいあま市の姿と協働促進のための事業案
第7期	令和6年度～令和7年度	「シビックプライド」に関する提言書、おしえて！あま市イチ推し（市PR動画）
第8期	令和8年度～令和9年度	(1) 地域資源バンクに関する事項 (2) 協働を広げるための取組に関する事項

(3) 市民活動センター

地域の課題解決やまちづくり活動がさらに活発なるように必要な情報を提供し、相談業務などを実施することで、市民活動の拠点となっています。

(4) 市民活動祭の開催（令和8年度は休止）

例年、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者との交流を促進し、パートナーシップによるまちづくりを推進するための企画として、市民活動祭を開催していましたが、令和8年度は休止としています。